

盛岡地方振興局長告示第 144 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条第 3 項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 11 月 20 日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370101214	株式会社コムスン 岩手中央ケアセンター	盛岡市厨川五丁目 5 番 1 号 藤沢アパート 1 F	平成 19 年 10 月 31 日
0370100646	株式会社コムスン 盛岡南ケアセンター	盛岡市南仙北一丁目 18 番 6 号	〃
0370102915	株式会社コムスン 盛岡茶畑ケアセンター	盛岡市東新庄一丁目 27 番 1 号 ピン・ヴェルデ 104	〃

2 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370101214	株式会社コムスン 岩手中央ケアセンター	盛岡市厨川五丁目 5 番 1 号 藤沢アパート 1 F	平成 19 年 10 月 31 日